

選ぶ方どんどん増えています!

収入保険

制度開始3年目を迎えた「収入保険」は、様々な作物とリスクに対応する保険として、年々選ぶ方が増えています。

収入保険の加入実績

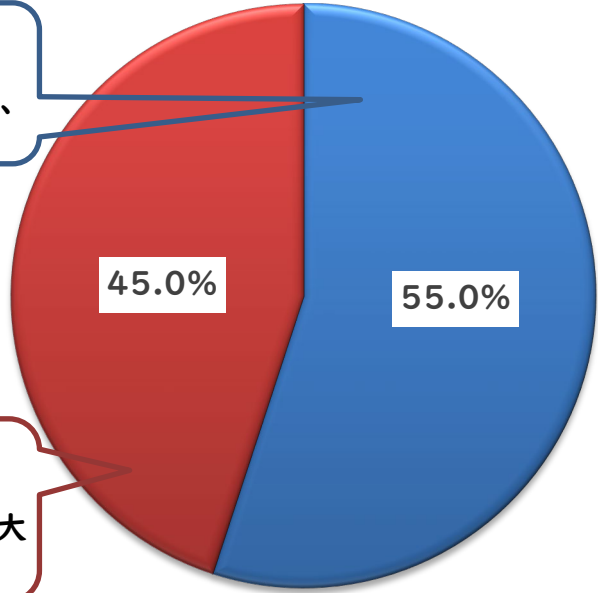


選ばれる理由 その1
全ての農産物が加入できる!

収入保険は**自らが生産した全ての農産物**が保険の対象です。
青色申告の実績があれば、これまで農業共済に加入できなかった作物も含めた経営全体を補償します。

経営の主となる作物別 加入戸数(全道 令和3年)

農業共済に加入できる作物
(水稻、麦、大小豆、馬鈴薯など)



農業共済に加入できない作物
(施設野菜、花き、大根、人参など)

経営主体となる作物の一例

水稻、麦、大豆、そば
トマト、ミニトマト、大根、人参
長ネギ、ブロッコリー
さくらんぼ、ぶどう
カーネーション、きく

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は他の経営安定対策事業(マルキン)があるため、収入保険に加入できません。

選ばれる理由 その2 様々なリスクに対応できる!

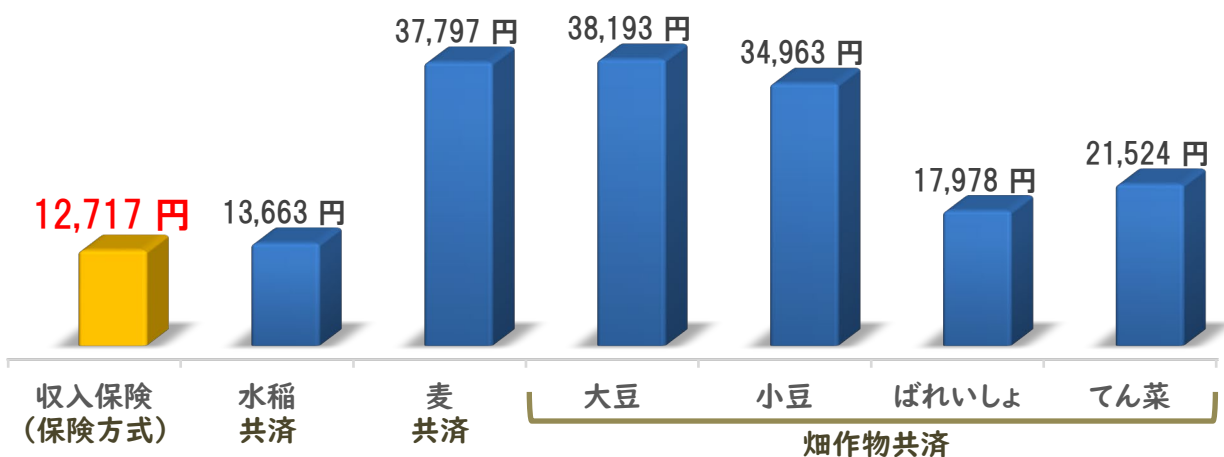
収入保険は自然災害による収穫量の減少だけでなく、価格低下や病気・けがにより収穫できなかった場合など、**様々なリスク**に対応します。



選ばれる理由 その3 保険料が安い!

収入保険は**農業共済と比較して、少ない負担**で加入することができます。また、被害が無ければ次年度以降はさらに**負担額が小さくなります**。

補償額100万円に対する農業者負担保険料等(令和2年度全道平均)



※1 収入保険の積立方式に加入する場合は別途積立金が必要となりますが、積立部分の補償が発動しなかった場合は次年度以降に持ち越されます。

※2 保険料等は保険方式は50%、積立方式は75%を国が負担します。

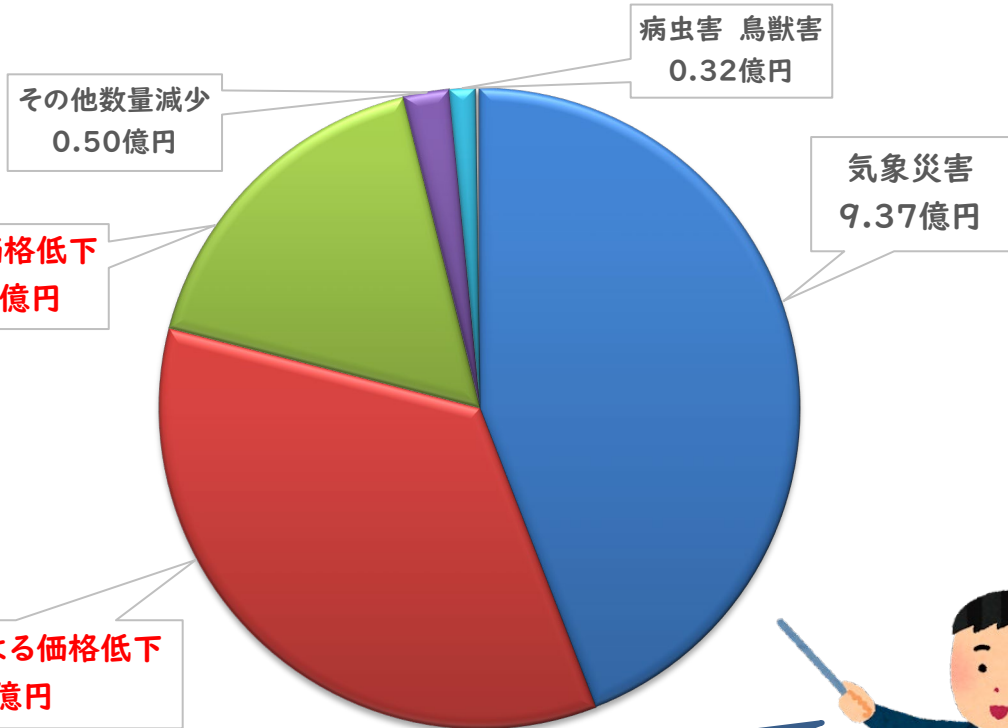
ただいま、令和5年対象の保険相談を受付中です。
詳しくは最寄りのNOSAIまで。

収入保険は様々な収入減少に対応します！

収入保険は、農業共済では補償できない価格低下もしっかり補償します。
 昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により多くの農産物で価格が低迷しましたが、影響を受けた加入者の皆様に保険金等をお支払いしました。

収入減少の要因別 保険金等支払額（令和2年保険）

※令和3年6月末時点



加入者の約20% (389戸) に対し、**平均約550万円**の保険金等をお支払いしました。
 このうち、114戸の方が「つなぎ融資」により税申告前に保険金等の一部を受け取ることができました。

こんな事故も補償しました（一部事例を紹介）

- ・9月の長雨により品質が低下し、契約業者から受入を拒否された。
- ・新型コロナウイルスの影響により需要が減少し、価格が低下した。
- ・新型コロナウイルスの影響により観光客が減少し、入場収入が減少した。
- ・新型コロナウイルスの影響により航空便が減便となり、本州市場に出荷することができなくなった。
- ・新型コロナウイルスの影響で需要が減少したことにより、出荷契約をキャンセルされたため、栽培を断念した。
- ・家族が長期入院してしまったため、当初の予定面積を作付することができなかった。

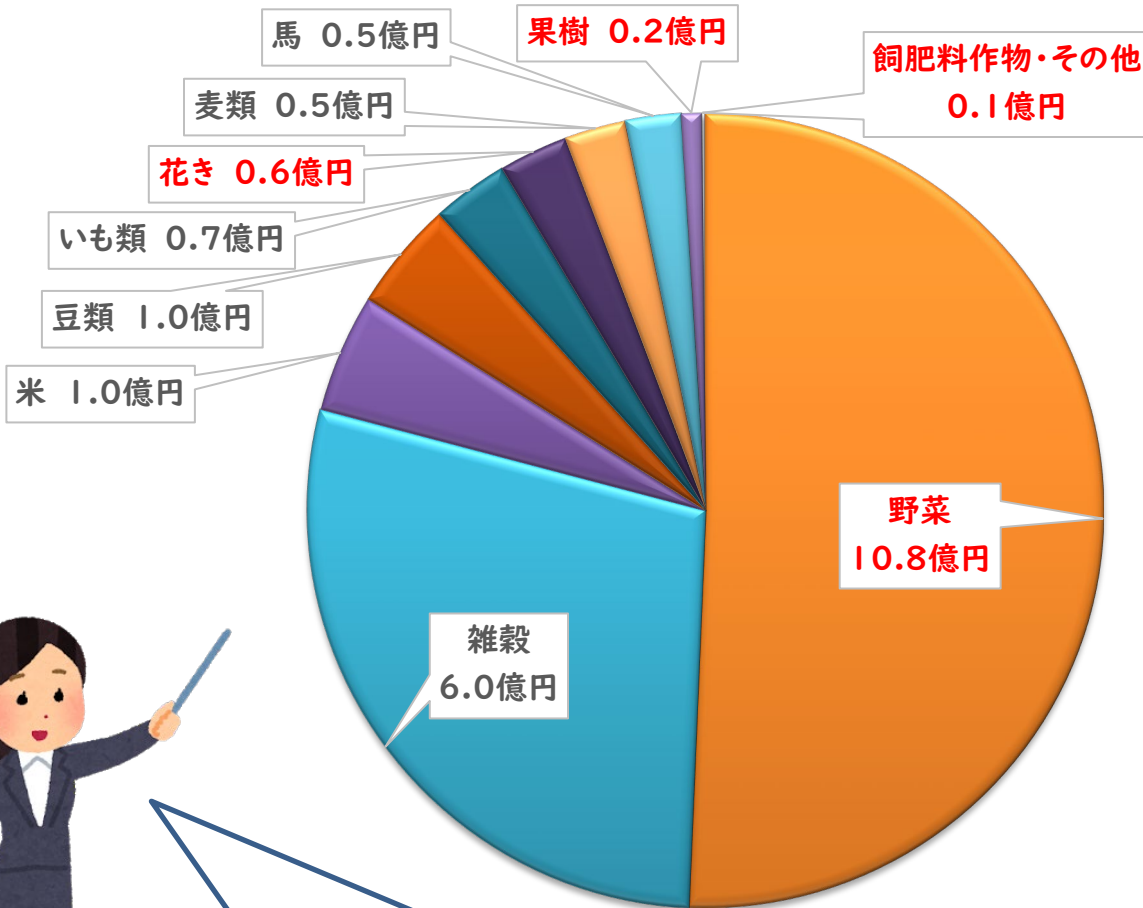
収入保険は全ての農産物を補償します！

収入保険は、農業共済に加入できなかった作物も含めた全ての農産物を補償します。

(肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は他の経営安定対策事業(マルキン)があるため加入できません)

主要作物等別 保険金等支払額(令和2年保険)

※令和3年6月末時点



施設野菜や花き、販売用牧草など、
農業共済に加入できない農産物も補償しました。

保険金等の支払額が大きかった作物の一例

そば	5.7億円	大豆・小豆	0.9億円
玉ねぎ	5.7億円	トマト・ミニトマト	0.7億円
大根・人参	1.5億円	馬鈴薯	0.7億円
かぼちゃ	1.0億円	小麦	0.5億円
水稻	1.0億円	軽種馬	0.5億円

ただいま、令和5年対象の保険相談を受付中です。
詳しくは最寄りのNOSAIまで。

「収入保険」は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

補てん金を受け取った方の声をご紹介します！



農業共済がなかった農産物も対象です！！

島根県安来市 渡邊 稔光さん

ニンニク300アール、水稻127.3アール、サフラン10アール、ウリ5アール

ニンニクやウリなどの農業共済はないので、何か補償が欲しいと思い、農業収入を補償する収入保険に加入しました。取引先の都合で予定通り出荷ができず収入減少しましたが、補てん金を受け取ることができ助かりました。



怪我による収入減も補てんされます！！

千葉県館山市 杉田 恒雄さん

イチゴ20アール、水稻160アール

台風の被害によりイチゴのハウスが倒壊、その片づけをしていたときに、足の怪我により作業が出来なくなりました。怪我による収入減少も補償の対象であり、保険期間中のつなぎ融資もあり、助かりました。健康に気を付けて、これからも農作業を続けたいです。



つなぎ融資で営農を続けることができました！！

栃木県高根沢町 小西 美好さん

菌床なめこ4万個

新型コロナウイルス感染症による休校や取引先の撤退で半年近く出荷が滞る状況が続いたので、つなぎ融資の申請をしました。申請後はすぐに融資が下り、運転資金に充てることで作物転換や廃業を視野に入れることなく、営農を続けることができました。



収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！



自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

◎ **現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用（2年間）**することができるようにしています。

- ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
- ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

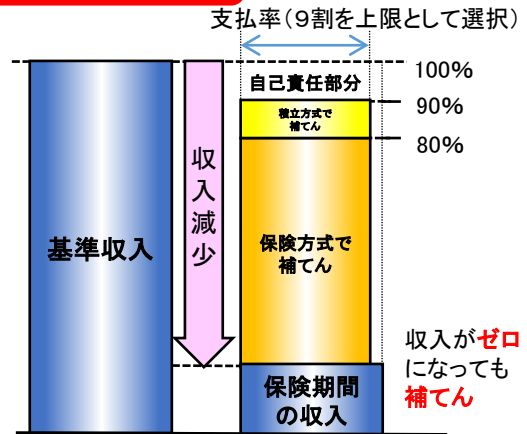
基本のタイプでは、例えば、**基準収入1,000万円**の場合、
保険方式の**保険料8.9万円**、積立方式の**積立金22.5万円**、

付加保険料**2.2万円**で、**最大810万円の補てん**が受けられます。
保険期間の**収入がゼロ**になったときは、

810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てんが
受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料は、令和4年1月からの保険料率を適用した額。

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

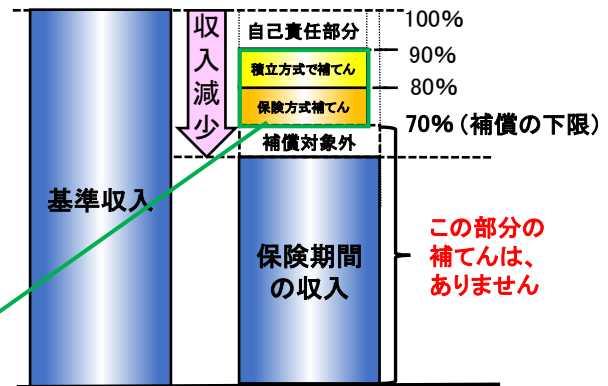
基準収入の**70%**を補償の下限とすると、
例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

保険料4.9万円（基本のタイプより約4割安い）、
積立金22.5万円、付加保険料**1.9万円**で、
保険期間の収入が**700万円**になったときは、**180万円**
(**積立金90万円、保険金90万円**)の補てんが
受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

- ※ 保険料は、令和4年1月からの保険料率を適用した額。

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約で契約を更新した方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

	インターネット申請 利用の場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	2,200円割引

	自動継続特約 利用の場合
継続加入者	1,000円割引

- ※ 継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円引

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、
自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、
無利子のつなぎ融資を受けることができます。

野菜価格安定制度を利用している 野菜生産者の皆様へ

現在、当分の間の特例として、初めて収入保険に加入される方は、収入保険と野菜価格安定制度（野菜価格安定対策事業）を同時利用（2年間）することができるようにしています。

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方は、**収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払**います。
- ※ また、収入保険の保険期間中に、**野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、その金額を控除**します。

収入保険に加入する場合のパターンをご紹介します。

基本のタイプ

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、**基準収入の9割を下回ったとき**に、**下回った額の9割を上限に補てん**します。

基本のタイプは、**保険方式**（掛捨て）と**積立方式**（掛捨てではない）の**組み合わせ**です。

※ 保険方式の補償限度80%、積立方式の補償幅10%の場合

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、**保険方式の保険料8.9万円**、**積立方式の積立金22.5万円**、**付加保険料2.2万円**で、**最大810万円の補てん**が受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てん**が受けられます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てではない積立方式」を組み合わせるかどうかは選択できます。

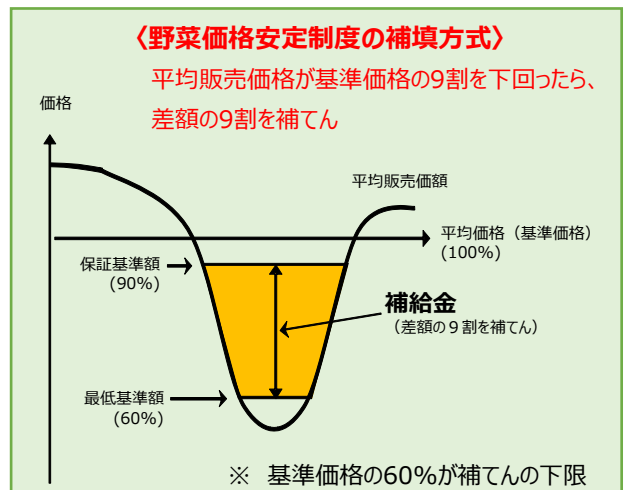
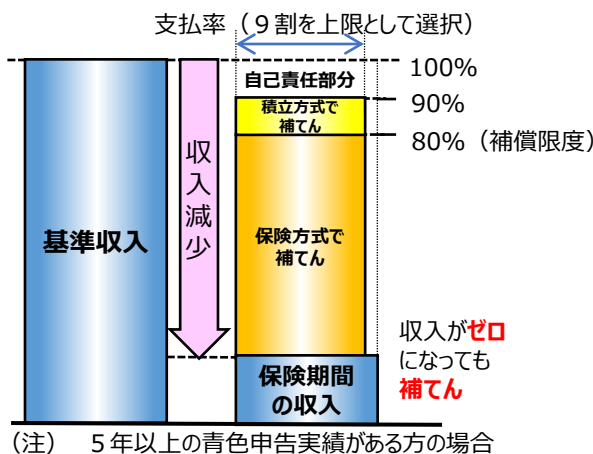
保険方式の補償限度は基準収入の80%～50%の中から選択できます。

保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。

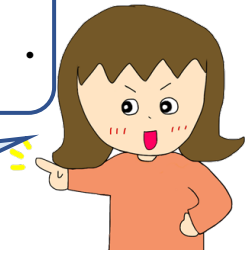
※ 保険料、積立金は分割払ができます（最大9回）。

※ 保険料は、令和4年1月からの保険料率を適用した額。





複数作物を栽培しているので、
収入全体は大きく減少しないんだけど・・・



補償の下限を選択できます！

保険料の安いタイプ（補償の下限を選択）

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

基準収入の70%を補償の下限として選択すると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

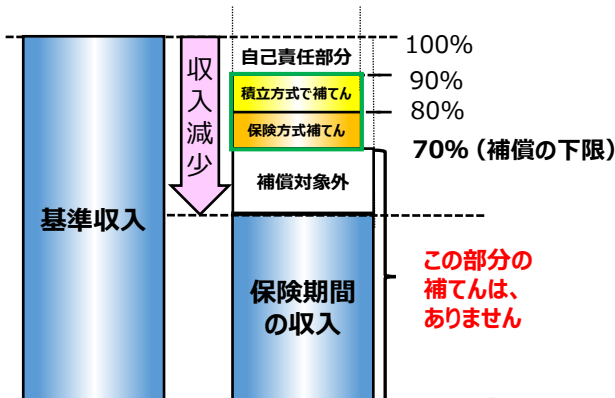
保険料4.9万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、

保険期間の収入が**700万円**になったときは、**180万円（積立金90万円、保険金90万円）**の補てんが受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

※ 保険方式の補償限度80%、積立方式の補償幅10%の場合

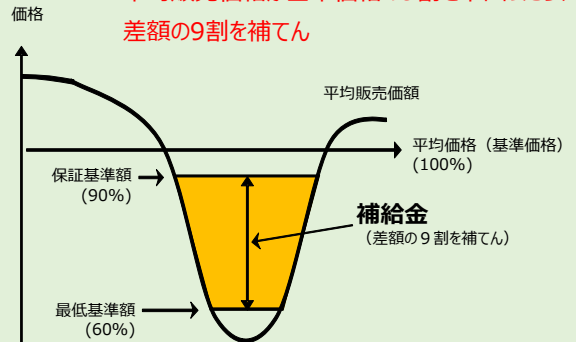
基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

〈野菜価格安定制度の補填方式〉

平均販売価格が基準価格の9割を下回ったら、
差額の9割を補てん



※ 基準価格の60%が補てんの下限

★保険料の負担は、基本のタイプに比べて最大で約4割安くなります。

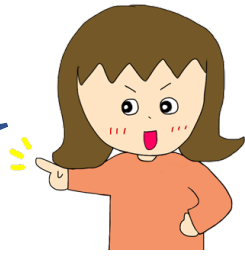
	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ (補償の下限なし)	8.9万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.9万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円
補償の下限60%	7.0万円	22.5万円	2.1万円	最大270万円
補償の下限50%	8.0万円	22.5万円	2.2万円	最大360万円

(基準収入が1000万円、保険方式の補償割合を80%に選択した場合)



大きな災害のときだけに補てんがあれば良いんだけど……

保険方式の補償限度を選択できます。



保険料の安いタイプ（低い補償限度を選択）

保険方式のみに加入し、**低い補償限度を選択**することで、**保険料を安く**することができます。

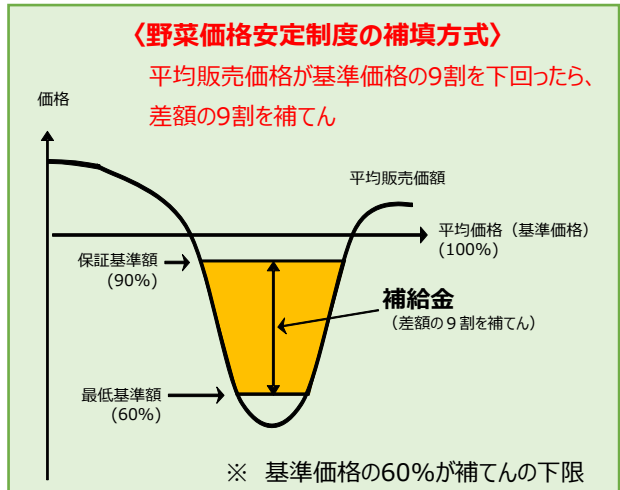
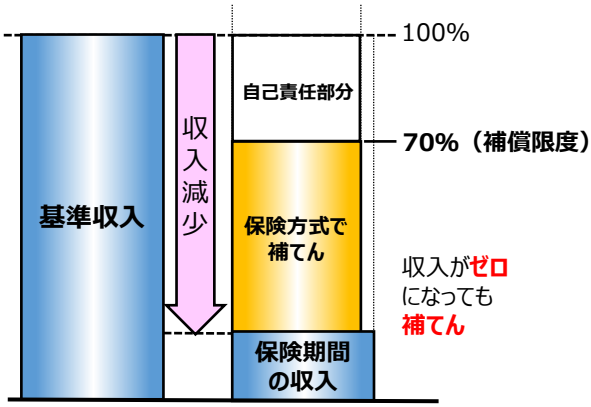
※ 低い補償限度は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

保険期間の収入が基準収入の7割を下回ったときに保険金が支払われるタイプを選択すると、

例えば、**基準収入1,000万円の場合、保険料4.2万円、付加保険料1.8万円**で、**最大630万円の補てん**が受けられます。

ただし、**保険期間の収入が700万円を下回らないと保険金は支払われません。**

補償限度70%を選択した場合の補てん方式



★**保険料の負担は、基本のタイプに比べて約5～9割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ (補償限度80%)	8.9万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償限度70%	4.2万円	—	1.8万円	最大630万円
補償限度60%	2.0万円	—	1.6万円	最大540万円
補償限度50%	1.0万円	—	1.4万円	最大450万円

(基準収入が1000万円ですべての補償の下限がない場合)

収入保険と野菜価格安定制度の 同時利用に関するQ & A

問1 収入保険の加入者が野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金はどうなるのですか。

(答)

収入保険の保険期間中に受け取った野菜価格安定制度の補給金（雑収入に計上する金額）を、当該保険期間の農業収入金額に加算することで、収入保険の補てん金の計算上、両制度の補てんの重複を排除することになっています。

問2 収入保険の加入経験がある者も、収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用することができますか。

(答)

今回の特例は、収入保険の加入経験がない方を対象としたものです。既に収入保険に加入されている方は、野菜価格安定制度の同時利用はできません。

問3 令和4年1月から収入保険に加入し野菜価格安定制度を同時利用した場合、令和6年1月からの収入保険にも必ず加入しなければいけないのですか。

(答)

収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用された方が、引き続き収入保険に加入するか否かについては、それぞれの加入申請期限（個人の場合、毎年11月まで）までに判断していただくこととなります。

**収入保険に関心のある方は、全国農業共済組合連合会
又は相談窓口（農業共済組合等）へお問い合わせください。**

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地
TEL：03-6265-4800(代)
ホームページ：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

〈お問い合わせ先〉
農林水産省経営局保険課 (03-6744-7147)

相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

北海道農業共済組合 <https://www.nosai-do.or.jp>

本所 農作物	〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-271-7235
みなみ統括センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階	☎011-522-6570
石狩支所	〒067-0055	江別市篠津401番地4	☎011-382-5470
後志支所	〒044-0007	虻田郡倶知安町北7条東5丁目1番地2	☎0136-22-0264
道南支所	〒041-1214	北斗市東前74-2	☎0138-77-8211
いぶり支所	〒059-1623	勇払郡厚真町新町214番地1	☎0145-27-3321
日高支所	〒056-0016	日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号	☎0146-42-0904
道央統括センター	〒074-0001	深川市1条5番5号(2F)	☎0164-34-5331
空知中央支所	〒068-0007	岩見沢市7条東2丁目13番地	☎0126-22-0137
南空知支所	〒069-1341	夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号	☎0123-88-3233
中空知支所	〒073-0022	滝川市大町1丁目5番14号	☎0125-22-2211
北空知支所	〒074-0001	深川市1条5番5号(1F)	☎0164-22-7111
上川北支所	〒095-0044	士別市東山町3343番地2	☎0165-23-4161
富良野支所	〒076-0043	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830
上川中央支所	〒078-8208	旭川市東旭川町下兵村517番地	☎0166-36-2162
留萌支所	〒078-3711	苫前郡苫前町字旭40番地の9	☎0164-64-2591
宗谷支所	〒097-0001	稚内市末広4丁目2番31号	☎0162-33-6565
十勝統括センター	〒089-1182	帯広市川西町基線59番地28	☎0155-59-2006
十勝中部支所	〒080-2331	帯広市基松町基線35番地12	☎0155-63-2206
十勝南部支所	〒089-2106	広尾郡大樹町下大樹180番地1	☎01558-6-2141
十勝西部支所	〒089-0103	上川郡清水町字清水第1線50番地41	☎0156-62-2072
十勝北部支所	〒089-3708	足寄郡足寄町愛冠14番地20	☎0156-29-8800
十勝東部支所	〒089-5235	中川郡豊頃町中央若葉町23番地3	☎015-574-2421
十勝北西部支所	〒080-0573	河東郡音更町駒場南3番地4	☎0155-32-8010
ひがし統括センター	〒086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1	☎0153-77-9183
オホーツク統括センター	〒099-0879	北見市美園497番地1	☎0157-66-6701

農林水産省経営局保険課 TEL：03-6744-7147
mail：syunyu-hoken@maff.go.jp

全国農業共済組合連合会 TEL：03-6265-4800
mail：kikaku@nosai-zenkokuren.or.jp

農林水産省
ホームページ



全国連
ホームページ



全国連
Facebook

